

大阪広域環境施設組合公平委員会規則第2号

不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分の審査に関する規則(平成27年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(審査の請求)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が<u>記名</u>して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(9) 略]</p> <p>[3~5 略]</p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2~15 略]</p> <p>16 公平委員会は、審理のつど、その要領を記載した調書を作成し、審理の指揮をした委員又は上席事務職員(大阪広域環境施設組合公平委員会庶務規程(平成27年公平委員会達第1号)第4条に規定するものをいう。)及び調書を作成した事務職員が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(判定)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が<u>記名</u>しなければならない。</p>	<p>(審査の請求)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が<u>記名押印</u>して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(9) 同左]</p> <p>[3~5 同左]</p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2~15 同左]</p> <p>16 公平委員会は、審理のつど、その要領を記載した調書を作成し、審理の指揮をした委員又は上席事務職員(大阪広域環境施設組合公平委員会庶務規程(平成27年公平委員会達第1号)第4条に規定するものをいう。)及び調書を作成した事務職員が<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(判定)</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が<u>署名押印</u>しなければならない。</p>

<p>[(1)~(4) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>(審査の再開)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の書面（以下「申出書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の再開事由を申出る者（以下「申出者」という。）が<u>記名</u>して正副各一通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[4 略]</p>	<p>[(1)~(4) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>(審査の再開)</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 前項の書面（以下「申出書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の再開事由を申出る者（以下「申出者」という。）が<u>記名押印</u>して正副各一通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>[4 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。